

パール判事研究
— A級戦犯無罪論の深層 —

野呂 浩*

A Study of Indian Justice Rodhabinod Pal
— Examining the root of the Pal's recommendation for the Class A war criminals —

Hiroshi Noro*

The aim of this paper is to analyze the underlying root of Pal's recommendation for the Class A (crimes against peace) war criminals trial in Tokyo.

Justice Pal criticized severely the use of the atomic bombs and the colonizing history of western countries as well as pointing out the injustice of the Tokyo trial. He resisted strongly against injustice through non-cooperation and non-violence. However, in fact, resistance was not his final purpose; his goal was to create world peace based on *ahimsa* (non-violence against others).

It is true that he was deeply influenced by *ahimsa* and Mahatma Gandhi's strategy. Examining Pal's judgment from that point of view, Pal's conclusion of not-guilty can be interpreted not only as his unique and correct legal judgment, but also as a verdict deeply rooted in *ahimsa* and Mahatma Gandhi's strategy of non-violence and non-cooperation.

I

ラダビノード・パール (1886～1967) は、日本の戦争犯罪を裁く目的で第二次世界大戦終結後に開かれた極東軍事裁判 (俗称 東京裁判) において、11 人の判事の中でただ一人、日本の「A級戦犯」25 名の被告全員に対して無罪を勧告したインド人判事である。

a. 平和に対する罪 (crimes against peace) b. 通例の戦争犯罪 (war crimes) c. 人道に対する罪 (crimes against humanity) の三種類の犯罪は極東国際軍事裁判所条例第五条に規定されている。原文が、a、b、c 順となっていることから、「平和に対する罪」を犯したとして訴追された人たちを、「A級戦犯」と呼ぶようになる。⁽¹⁾

この三つの罪のうち、「平和に対する罪」と「人道に対する罪」の二つは事後立法であり、パール判事が問題視した最大の論点がこの点である。⁽²⁾ この二つの犯罪は、1945 年 8 月 8 日、ロンドンにおいて英連邦、合衆国、フラ

ンス共和国、さらにソ連邦各国政府間に結ばれた協定においてはじめて制定された。⁽³⁾ この規定はナチス・ドイツとの戦争が終結し、日本が降伏する 7 日前に戦勝国が俄かに作り上げたものである。法治国家では、罪と刑が事前に法により定められる、いわゆる罪刑法定主義をとるが、東京裁判はこれに反するとパール判事は反論する。⁽⁴⁾

パール判事の「A級戦犯」無罪勧告については、国際法違反、法の不遡及原理に反する等の理由により、東京裁判には正当性がなく、また、戦争犯罪の定義も難しく、日本の「A級戦犯」だけを戦争犯罪者と結論づけることは困難だった、との見方が一般的であろう。

パールの無罪判決の正当性は今日、国際的に認められているが、筆者は、パール無罪論を読む際に、判決の背後に秘められている古代インド哲学の影響を指摘したい。パール無罪判決を支える思想、さらに、パール判事の東京裁判に取り組む姿勢の特質の明確化によ

* 東京工芸大学工学部基礎教育研究センター教授
2008 年 9 月 19 日 受理

って、パール無罪判決の深層の一端を明らかに出来ると考える。

東京裁判終了後に来日した際に行われたパール判事の講演内容も重要な資料として注視し、さらに、マハトマ・ガンジーの古代インド思想・闘争手法等の絡みから、パール判事のA級戦犯無罪論を再検証するのが本論文の主な目的である。

II

パールは、1886年1月27日、インド・ベンガル地方の小さな農村に生まれる。父はパールがわずか3歳のときに急死し、母親が女手一つで子供たちを養い、育てる。⁽⁵⁾ 経済的困窮を凌ぎながらパールは大学まで進む。最初の専門は数学で、やがて数学教授の地位に就くが、後に、法学に進む。

息子を法律家にすることがパールの母親の念願であった。彼女は、インドのナイチンゲールといわれるほどの女性で、インドを大英帝国から独立させるためには、息子を法律家にする以外に道はないという強い確信を抱いていた。ネール首相やガンジーの母親も共通の願いを持っていたようである。⁽⁶⁾ 権力側ではなく、搾取され、虐げられる民衆の味方になり、そして、最終的にはインド民族の救世主たれ、と母親は息子を鼓舞し続けていた。母親のその願いが通じたのか、パールはやがて法学教授にもなり、1944年には、カルカッタ大学総長に就任する。しかし、1946年3月に総長を辞任し、5月には日本行きの飛行機に乗り込む(パールはこの年60歳)。日本のA級戦犯を裁く極東軍事裁判のインド代表判事に、ネール首相がパール博士を任命したからである。判事就任は、親友であるネール首相の懇請に応えたものであるが、パール判事の母親の篤き祈りがパールを法律家にするそもその原動力であったことを忘れてはならない。したがって、大学の総長の座を辞してまで敗戦国日本の命運を左右する裁判に関わる重大なる決断をしたパール博士の姿に、彼の母親の切なる願いの実現の一端を読み取ることもあながち無謀ではなからう。

III

パールの判決文は英文にして1275頁にも及び膨大なものである。⁽⁷⁾ Part Iでは、予備的法律問題(Preliminary Question of Law)と題し、戦勝国のみ裁判官構成の適切性、さらに、侵略戦争の定義、侵略戦争の責任を個人に問う妥当性等の根本問題を考察している。Part IIでは、侵略戦争(an aggressive war)と自衛戦争(a defensive war)を分析し、その結果、太平洋戦争は日本の一方的な侵略行為と断定出来ないと述べる。Part IIIにおいては、証拠および手続きに関する規則等(Rules of Evidence and Procedure)の適切性を検討する。Part IVでは、全面的共同謀議(Over-All Conspiracy)について考究し、検察側が作り上げた共同謀議なるものを認めないと主張する。Part Vでは、裁判の管轄権の範囲(Scope of Tribunal's Jurisdiction)を論じ、真珠湾攻撃から始まる太平洋戦争が範囲であって、それ以前にまで遡ることは、事後法になるゆえ容認できないとの見解を記している。Part VIは、厳密なる意味における戦争犯罪(War Crimes *Stricto Sensu*-Charges of Murder and Conspiracy)と題し、各被告の犯罪と訴因との関わりを検証し、さらに、非戦闘員の生命財産の無差別破壊が違法であるならば、原子爆弾使用の決定を下した者をこそ裁くべきであろうとも主張している。⁽⁸⁾ Part VIIがパール判事の結論部分である勧告(Recommendation)で、各被告は各起訴事実全部につき無罪と主張する(…I would hold that each and everyone of the accused must be found not guilty of each and every one of the charges in the indictment and should be acquitted of all those charges.)。⁽⁹⁾

パール判事のA級戦犯に対する全員無罪判決は、あくまでも国際法上の刑事責任を問うことは困難である、という意味での無罪判決であって、日本に全く責任がないという意味では無論ない。パール判事は、日本占領下諸地域の非戦闘員に対する、日本兵による斬首、強奪、強姦等の残虐行為を生々しく記述し、それらの証拠が如何に不満足なものであろうとも、多くは実際に行われたということは否定できまい

(However unsatisfactory this evidence may be, it cannot be denied that many of these fiendish things were perpetrated.),⁽¹⁰⁾と書き記している。

パール判事の判決書の論考は論理的、実証的に構築され、何人も異議を挟めない程緻密で説得力ある判決書を纏め上げている。あたかも世界に二つとない大論文の様相を呈している。したがって、パール判決書に記述されているあらゆる箇所がパール判事の法的判断の具体的表現であるが、パール判事の思想と行動の本質に触れる特筆すべき事項をあえて幾つか拾い上げるならば、まずは、西洋植民地主義への痛烈な批判、そして、東京裁判の不当性を指摘している点である。さらには、大量破壊兵器である原子爆弾による非戦闘員の生命財産の無差別塵殺を糾弾することもパール判事を理解する上で看過出来ない特徴である。⁽¹¹⁾つまり、既に触れたが、太平洋戦争の残虐行為の責任を個人に問えるとしたら、原子爆弾投下を命じた者であろうと憚ることなく指摘する。⁽¹²⁾

1952年11月4日、広島で開催された、世界連邦アジア会議の講演において、パール判事は、原爆投下は、白人兵の犠牲を少なくする目的だったと聞いているが、何ら罪のない幾十万もの一般市民を一瞬に殺戮していいのか。このような言い訳をする人々が、人道主義とか、平和だとかを語ることを深く悲しむとさえ述べている。⁽¹³⁾

そもそも、アジア人を人間以下の虫けらと考へ、一種の動物実験として原爆を投下したのではなかったのか、とパール博士は考えているようである。そして、この原爆投下を東京裁判で取り上げない不当性に断固抗議する。日本の戦争犯罪を裁く目的の東京裁判であることは重々承知していたであろうが、パール判事にはそもそも当初からその範囲を尊重する気配など少しも感じられない。

瞬時に幾十万もの非戦闘員を殺傷する原子爆弾を、白人の上にはなく、アジア人に投下したことに対する怒り、さらに、西洋人のアジア人観に潜む人種差別的偏見・蔑視をも抉り出している。

このようなパールの姿勢を眺めると、パールの一判事としての公平な姿勢、つまり、戦勝国、戦敗国のどちら側にも加担することなく、法律家の立つべき公平・無私の位置を正確に認識し、その位置から少しも逸れない、公平に裁く法律家の原点を見る思いがする。

しかしながら、同時に、まるで、アジアを植民地化し、支配し、隷属化させようとする西洋植民地主義こそが諸悪の根源である、と主張しているような響きが無いわけではなからう。パール判事は、判決書において、西洋諸国による植民地支配は「主として武力をもってする、暴力行為によって獲得されたものであり、これらの諸戦争のうち、『正当な戦争』と見なさるべき判断の標準に合致するものはおそらくひとつもないであろう」、と明言しているからである。⁽¹⁴⁾それなのに、戦勝国が戦敗国をこのような裁判で裁くのは、「敗戦者を即時殺戮した昔とわれわれの時代との間に横たわるところの数世紀にわたる文明を抹殺するものである。かようにして定められた法律に照らして行われる裁判は、復讐の欲望を満たすために、法律的手続きを踏んでいるようなふりをするものにほかならない」⁽¹⁵⁾、と同じ判決書で畳み掛ける。

東京裁判当時の政治・社会状況を考えるならば、公に表現することなど到底許されないような内容を判決書に堂々と書き記している。パール判事は、到底、並みの神経の持ち主とは言えない人物である。

広島大学と広島高裁・弁護士会での講演においても、欧米こそ憎むべきアジア侵略の張本人である、と名指して追及している。⁽¹⁶⁾

東京裁判の抱えるあらゆる問題点を洗い洗い浮き彫りにして、東京裁判そのものに断固たる姿勢で物申し抵抗する姿がパール判事の実像である。

以上の考察から、パール判事は、むしろ日本を庇っているのではなからうかとさえ思いたくもなろう。しかしながら、訪日された際の歓迎会で語られたパール博士の次の言葉にも耳を傾けねばなるまい。「私は日本の同情者として判決したのでもなく、西欧を憎んで判

決したのでもない。真実を真実と認め、これに対する私の信じる正しき法を適用したにすぎない。それ以上のものでも、また、それ以下のものでもない。⁽¹⁷⁾

IV

パール博士は、常々、「真理」が法律の基礎であると語っている。1952年11月2日、大阪弁護士会館において、日本の法律家を前にして講演し、梵語の「リータム」は「真理」という意味であり、インドの法律の基礎は、このリータムである。したがって、インドでは法律は真理が源であるゆえに、法律は神のごとく尊いものと受け止められる。法律は神からの賜物であるゆえ、如何なる人間も法律的には平等なのであると主張する。⁽¹⁸⁾

法律は勿論人間が作るものだが、パール判事およびインドの場合には伝統的に法律の背後に普遍宗教的な意味の至高者の存在を意識する意味で、法律の土台が他の判事とは異なる。戦勝国が戦敗国に復讐するがための俄作りの法律、いかにも正当な響きを持つかのように、平和、人道に対する犯罪、および通例の戦争犯罪を裁く法律を拵える戦勝国側に対して異議を唱えるパールの心情は、パール判事がこのような法律観の持ち主であることを理解するならば領ける余地が多少はあろう。

パール博士の法律観と東京裁判が狙う見え透いた動機の土台とはそもそも最初から噛み合わない。そして、まさにこのような法律観に基づくからこそ、マハトマ・ガンジーのように、平和、非暴力、不服従の生き様をパール判事も実践出来たのである。⁽¹⁹⁾

ガンジーの非暴力・不服従闘争の特質である、不正に対する不服従、非暴力による抵抗の根本思想は、サンスクリット語の「アヒンサ」で表現される。奇しくも、絶対に他を殺傷しない精神である「アヒンサ」を堅持するときには人類は救われるのだ、と奈良の講演においてパール判事も勧めている。⁽²⁰⁾ マハトマ・ガンジーの命を賭した非暴力、不服従抵抗行為のルーツはこの「アヒンサ」であり、この「アヒンサ」をパール判事も共有しているようである。

ガンジーのアヒンサ（不殺生、非暴力）は、ただ単に、不正に対して強い精神力で抵抗するという意味ではない。たとえ、不正を断行する側に自分が殺されても、彼らが手にするのは、自分の死体だけであって、自分の精神ではない、と考えるほどの、まさに己の死を覚悟した抵抗行為である。武力以上の抵抗とでも定義できる抵抗思想・抵抗行動である。ガンジーは、この抵抗行為こそ圧制者に抵抗する「魂の力」であり、「神の武器」と定議している。⁽²¹⁾

この非暴力、不殺生の思想的ルーツはガンジーが愛読していた、『ヴァガヴァッド・ギーター』に遡る。その書の教えによると、万物は、宇宙の根源者より生じる。それゆえ、あらゆる存在はルーツが同じであるが、現実世界においては多様な現れ方をすると考える。同質性と多様性を受容する考え方であり、本質的に差別性や異質性と無縁の世界観である。

至高者からいずるすべてに「神性」が宿り、⁽²²⁾ 「平等」である⁽²³⁾ と心底受け止めるならば、あらゆる存在に対して非暴力、不殺生の接し方が自ずと生じるのもそれ程不自然ではなからう。このように考えてくると、まさに普遍宗教あるいは普遍的真理とでも呼べる世界観を、マハトマ・ガンジーだけではなく、熱烈なガンジー主義者であったパール判事も、持ち合わせていたと看做せる。

パール判事は判決書の勧告部分に、「正義」という表現を使用し、戦勝国が戦敗国に対しては憐憫から復讐まで施せるが、戦敗国に与えられないただ一つのは「正義」と述べ、強者の利益にほかならない正義であってはならない、とも付け加えている。さらには、時が経てば、正義の女神は、秤を平衡に保って下さるであろう、とも書き足している。

⁽²⁴⁾ この「正義」とは、西洋諸国が戦争を始めの際に使用する「正義」でないことは明らかであろう。これまでの考察から、その「正義」は「根源者の正義」であり、そして、パールはまさに法律家として、この「正義」に立脚して判決書を執筆したとも解せよう。

マハトマ・ガンジーは、インドの置かれて

いる政治状況等を十二分踏まえて、非暴力・不服従による闘争こそがインドを独立に導く、確実に効果的な闘争手段であることを計算して闘った強かさを備えていた。パール判事も、日本の戦争犯罪を裁く東京裁判ではあるが、同時に日本の命運だけではなく、裁く側をも平等に裁いてしまう、ガンジーに勝るとも劣らない強靱な強かさ、「魂の力」、そして「神の武器」を備えていた闘士である。

V

これまで考察してきたように、己の命を賭してまでも、世界の不正に敢然と立ち向かう抵抗の具体的表現がパール判決書である。

そして、この、不正に命を賭して挑戦するパールの生き様はマハトマ・ガンジーの思想・抵抗行為と重なる。パール自身当然身の危険を感じたこともあろうし、パール判決書は東京裁判では朗読を許されず、占領統治下において判決直後は国内外に公開されることはなかった。

ガンジーは大英帝国からインドを独立させるために種々の非暴力・不服従の抵抗運動を仲間と共に展開した。パール判決書は必ずしもインド政府に全面的に支持されていた訳ではなかった。にもかかわらず、パールは、一人で、「判決書」という武器、および「神の武器」である非暴力、不服従の抵抗手段で、「不正」、「偏見」に対して徹底抗戦したのである。そして、パール判事は同時に、至高者の「正義」の実現の願いもさりげなく判決書に織り込んでいる。このような分析結果からパール判事の下した無罪判決を読み直すならば、パール無罪論の深層の一端も見えてこよう。

パール判事は、「世の中の不正を正し、正義を実現する法律家になってほしい」、との母親の期待に十分応えたと言えるのではなかろうか。東京裁判当時の世界のみならず、東京裁判後の国際社会・時代をも見据えた上で、不正を正し、「正義」を実現する目的で判決書を認めたと読めるからである。

そして、パール判決書が普遍的真理を見えざる土台としている意味では、判決書とパー

ル判事の闘争手段である「神の武器」の双方が、当然パール判事自らの命を賭した法的活動であるが、同時に普遍宗教的色彩をも帯びた活動である、とも読まねばなるまい。

『ヴァガヴァッド・ギーター』の神の特質である「非暴力」⁽²⁵⁾、「不殺生」⁽²⁶⁾の化身とも解釈できる、マハトマ・ガンジー（1869～1948）は、1948年1月30日に、ヒンズー原理主義者の銃弾に倒れる。パール博士は、日本の被爆者は、新しい世界を構築するための積極的な主体でなければならない、⁽²⁷⁾とのメッセージを残した日本滞在から約2ヶ月後の1967年1月10日、カルカッタの自宅で息を引き取る（享年80歳）。

パール判事は、インドを大英帝国から独立させたガンジーの思想と「神の武器」を引き継いだ意味で、マハトマ・ガンジーの生き返り、あるいは第二のガンジーであったとも纏められる。

だからこそ、東京裁判後にもパールは、引き続き、日本に対して、憲法9条の護持、再軍備反対、非武装中立、非同盟外交、ガンジーの非暴力主義、絶対平和主義、世界連邦の重要性、を語り続けたのである。⁽²⁸⁾

パール判事は判決書の勧告の締め括りに次のような文章を添えている。

「時が、熱狂と、偏見をやわらげた暁には、また理性が、虚偽からその仮面を剥ぎとった暁には、そのときこそ、正義の女神はその秤を平衡に保ちながら過去の賞罰の多くに、そのところを変えることを要求するであろう」⁽²⁹⁾

パール判事が予言した如く、今日、東京裁判を冷静な目で眺め、パール判決書の正当性が国際社会で認められるようになってきている。しかしながら、原子爆弾という破壊兵器のあまりにも恐ろしい殺傷力を知らされ、それゆえにかえって、「アヒンサ」（不殺生・非暴力）の世界実現がもたらされるではなかろうか、との期待があったにもかかわらず、⁽³⁰⁾世界が益々軍拡競争に奔走し、今日、核保有主要五カ国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）はそれぞれの兵器庫に二万基を越える核弾頭を持っていると言われる程

である。日本はアメリカの核の傘に依存し、
 こともあろうに、マハトマ・ガンジーとパール
 判事の祖国であるインドさえもが核武装国
 家である。インドは1974年5月18日に初め
 て核実験を行い、何とその実験のコードネーム
 は、微笑む釈迦(Smiling Buddha)である。核
 戦争勃発のリスクを背負いながらの21世紀初
 頭の世界を再び裁くよう、パール判事に依頼
 したら、如何なる「パール新判決書」を認める
 であろうか。

むしろ、「私は万物の源泉であり、私から万
 物が生まれる…罪を破壊し、正義を確立する
 ために私はいつの時代にもよみがえる」、と宣
 言する『ヴァガヴァッド・ギーター』の神が、
 (31) マハトマ・ガンジー、ラダビノード・パ
 ールの姿で現世に現れたように、非暴力によ
 ってのみ暴力から脱出する道を三度説く、第
 三のガンジーとしていつの日か出現すること
 を期待すべきであろうか。

インドの最初の核に名づけられた「釈迦の
 微笑み」ではなく、「正義の女神の微笑み」を待
 望する者は筆者だけであろうか。

注

- (1) 太平洋戦争研究会著『東京裁判 パール判決書の真実』PHP 研究所 2006年 pp.16-17
- (2) 『東京裁判 パール判決書の真実』 p.16
- (3) 東京裁判研究会編『共同研究 パール判決書 (上)』講談社学術文庫 2008年 p.266
- (4) 『東京裁判 パール判決書の真実』 pp.19-20
- (5) 中島岳志著『パール判事 東京裁判批判と絶対平和主義』白水社 2007年 p.24
- (6) 田中正明著『パール判事の日本無罪論』小学館 2007年 p.227
- (7) 東京裁判・原典・英文版 ラダビノード・パール著『パール判決書 Dissentient Judgment of Justice Pal』平成11年 国書刊行会(インド代表判事、ラダビノード・パール博士が提出した判決書の原文の全文を掲載している。)
- (8) 『パール判決書 Dissentient Judgment of Justice Pal』 pp.620-621
- (9) 『パール判決書 Dissentient Judgment of Justice Pal』 p.697
- (10) 『パール判決書 Dissentient Judgment of Justice Pal』 p.620
- (11) 東京裁判研究会編『共同研究 パール判決書 (下)』講談社学術文庫 2007年 pp.591-592
- (12) 『東京裁判 パール判決書の真実』 p.273
- (13) ラダビノード・パール著 田中正明編著『パール博士 平和の宣言』小学館 2008年 pp.111-112
- (14) 『共同研究 パール判決書 (上)』 pp.304
- (15) 『共同研究 パール判決書 (上)』 pp.268
- (16) 中島岳志著『パール判事 東京裁判批判と絶対平和主義』白水社 2007年 p.253
- (17) 『パール判事の日本無罪論』 p.11
- (18) 『パール博士 平和の宣言』 pp.151-152
- (19) 『パール判事 東京裁判批判と絶対平和主義』 p.40
- (20) 『パール博士 平和の宣言』 p.81
- (21) ガンデー 森本達雄訳『非暴力の精神と対話』第三文明社 2001年 p.136
- (22) 『非暴力の精神と対話』 p.96
- (23) ガンデー 森本達雄訳『非暴力の精神と対話』第三文明社 2001年 p.118
- (24) 『共同研究 パール判決書 (下)』 pp.739-745
- (25) スワミ・プラヴァーナンダ クリストファ・イシャウッド 共編 熊澤教眞訳『ヴァガヴァッド・ギータ

- 一』 ヴェーダーンタ文庫 平成 16
年 p.123
- (26) 『ヴァガヴァッド・ギター』
p.157
- (27) 『パール判事 東京裁判批判と絶対
平和主義』 pp.291-292
- (28) 『パール判事 東京裁判批判と絶対
平和主義』 p.14
- (29) 『共同研究 パール判決書 (下)』
p.745
- (30) 『非暴力の精神と対話』 p.79
- (31) 『ヴァガヴァッド・ギター』
pp.56-57